

平成 24 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 宇野澤組鐵工所
代表者名 取締役社長 宇野澤 虎雄
(コード番号 6396 東証 2 部)
問合せ先 常務取締役経理部長 田村 博
(TEL 03 - 3759 - 4191)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 120 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任を明確化し、株主総会による信任の機会を増やすため、現行定款 21 条の取締役の任期を 2 年より 1 年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。
- (2) 資本政策・配当政策を機動的に実行するため、株式の取得に関する事項・剰余金の配当に関する事項の決定を、取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を設けるよう第 39 条を新設するものであります。また、機動的に剰余金を配当できるようその基準日について第 38 条及び第 40 条第 3 項にて変更・新設するものであります。

上記の変更に伴い、条文の新設・削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 28 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 28 日 (木)

以 上

定 款 変 更 案

(下線部が変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 20 条《条文省略》	第 1 条～第 20 条《現行どおり》
(任期) 第 21 条 取締役の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(任期) 第 21 条 取締役の任期は、就任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(削除)	(削除)
第 22 条～37 条《条文省略》	第 22 条～37 条《現行どおり》
(剰余金の配当) 第 38 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当) 第 38 条 当社は、基準日を定めて株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(中間配当) 第 39 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(削除)
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第 40 条 当社の期末の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第 40 条 《条文省略》	第 41 条 《現行どおり》